

令和4年12月

第5回（定例会）

香芝市議会議案

香 芝 市

目 次

| | |
|-------|---|
| 議第50号 | 香芝市個人情報保護に関する法律施行条例を制定することについて----- 1 頁 |
| 議第51号 | 香芝市情報公開・個人情報保護審査会条例を制定することについて----- 7 頁 |
| 議第52号 | 香芝市財産区財産の管理及び処分に関する条例を制定することについて----- 13 頁 |
| 議第53号 | 香芝市史編さん委員会条例を制定することについて----- ----- 16 頁 |
| 議第54号 | 香芝市行政組織条例の一部を改正することについて----- ----- 19 頁 |
| 議第55号 | 香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて----- 21 頁 |
| 議第56号 | 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例及び香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて----- 24 頁 |
| 議第57号 | 香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正することについて---- 30 頁 |
| 議第58号 | 令和4年度香芝市一般会計補正予算（第6号）について---- ----- 32 頁 |
| 議第59号 | 指定管理者の指定について----- ----- 33 頁 |
| 議第60号 | 香芝市道路線の認定について----- ----- 34 頁 |

議第50号

香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定すること
について

香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定する。

令和4年12月5日提出

香芝市長 福岡憲宏

香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表に定めるところによる。ただし、保有個人情報が記録されている文書又は図画の写し並びに保有個人情報を印字装置により出力したもの及び電磁的記録媒体に複写したものの交付以外の方法による開示については、無料とする。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 保有個人情報が記録されている文書又は図画の写し並びに保有個人情報を印字装置により出力したもの及び電磁的記録媒体に複写したものの送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(開示請求書の記載事項)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に定める事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわら

ず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(訂正決定等の期限)

第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第8条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限
(利用停止決定等の期限)

第9条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第10条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(諮問)

第11条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、香芝市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第 号）第2条に規定する香芝市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(香芝市個人情報保護条例の廃止)

第2条 香芝市個人情報保護条例（平成15年条例第15号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の香芝市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行の際現に地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（個別の業務について指定管理者から委託を受けた民間事業者を含む。以下同じ。）（以下「指定管理者」という。）が行う公の施設の管理に関する業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事していた者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

- 2 この条例の施行の日前に旧条例第11条第1項、第24条第1項又は第31条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
 - 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 第1項第2号に掲げる者
 - (3) この条例の施行の際現に指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事していた者
 - 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - 5 法人（国及び地方公共団体を除き、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2項に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。
 - 6 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 第4条 この条例により香芝市個人情報保護条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

| 行政文書等の種類 | 開示の方法 | 金額 |
|----------|---|--------------------|
| 文書又は図画 | 複写機による写しの 交付 | 単色刷り 1枚につき 10円 |
| | | 多色刷り 1枚につき 100円 |
| 電磁的記録 | 印字装置により出力 したものの交付 | 単色刷り 1枚につき 10円 |
| | | 多色刷り 1枚につき 100円 |
| | 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 | 該当する電磁的記録媒体の実費相当額 |

備考

- 1 用紙は、原則として日本産業規格A列3番又はA列4番の用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 用紙の両面に印刷されたものについては、片面を1枚として算定する。

議第51号

香芝市情報公開・個人情報保護審査会条例を制定すること
について

香芝市情報公開・個人情報保護審査会条例を次のとおり制定する。

令和4年12月5日提出

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市情報公開・個人情報保護審査会条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 設置及び組織（第2条―第5条）

第3章 審査会の調査審議の手続

第1節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続（第6条―第9条）

第2節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続（第10条・第11条）

第4章 雑則（第12条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、香芝市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

（設置）

第2条 次に掲げる事務を行うため、市に、香芝市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 香芝市情報公開条例（平成12年条例第28号）第19条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 香芝市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第 号）第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (4) 情報公開制度に関する重要事項について、市の機関の諮問に応じ調査審議すること。
- (5) 香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号）第11条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (6) 香芝市議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

（組織）

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、委員の任期が満了した場合であっても、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員は、再任されることができる。

5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第3章 審査会の調査審議の手続

第1節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続

(定義)

第6条 この節において「諮問庁」とは、香芝市情報公開条例第19条第1項、法第105条第3項において準用する同条第1項又は香芝市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関をいう。

2 この節において「行政文書」とは、香芝市情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書（同条例第2条第2項に規定する行政文書をいう。）をいう。

3 この節において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の開示決定等に係る審査請求についての調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審

査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審査会は、前条第3項の規定による資料の提出又は行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条（法第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は当該主張書面を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(開示決定等に係る審査請求についての調査審議手続の非公開)

第9条 審査会の行う開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続は、公開しない。

第2節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続

(審査会の個人情報の取扱いについての調査権限)

第10条 審査会は、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例第11条又は香芝市議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問があった際に必要があると認めるときは、審査会に諮問した市の機関に対し、当該諮問に係る資料の提示を求めることができる。

2 審査会に諮問した市の機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

(個人情報取扱いについての調査審議手続の非公開)

第11条 審査会の行う個人情報の取扱いについての調査審議の手続は、第9条の例による。

第4章 雑則

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に次条の規定による改正前の香芝市情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)第21条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する香芝市情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第4条第1項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

2 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第21条第7項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 施行日前に旧情報公開条例第19条第1項の規定及び香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2条の規定による廃止前の香芝市個人情報保護条例(平成15年条例第15号)第38条第1項の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会に諮問されたものとみなし、旧情報公開条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

(香芝市情報公開条例の一部改正)

第3条 香芝市情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第20条」に、「第26条—第31条」を「第21条—第25条」に改める。

第19条の見出し中「審査会」を「香芝市情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条第1項中「除き、」の次に「香芝市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年条例第 号)第2条に規定する」を加え、同条第3項第1号中「、次条及び第22条」を「及び次条」に改める。

第21条から第25条までを削り、第4章中第26条を第21条とし、第27条を第22条とし、第28条を第23条とする。

第29条を削り、第30条を第24条とし、第31条を第25条とする。
別表を次のように改める。

別表（第17条関係）

| 行政文書等の種類 | 開示の方法 | | 金額 |
|----------|----------------------|------|------------|
| 文書又は図画 | 複写機による写しの 交付 | 単色刷り | 1枚につき 10円 |
| | | 多色刷り | 1枚につき 100円 |
| 電磁的記録 | 印字装置により出力 したものの交付 | 単色刷り | 1枚につき 10円 |
| | | 多色刷り | 1枚につき 100円 |

備考

- 1 用紙は、原則として日本産業規格A列3番又はA列4番の用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 用紙の両面に印刷されたものについては、片面を1枚として算定する。

議第52号

香芝市財産区財産の管理及び処分に関する条例を制定すること
について

香芝市財産区財産の管理及び処分に関する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月5日提出

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市財産区財産の管理及び処分に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項に規定する財産区の財産（以下「財産区財産」という。）の取扱いについて、地方自治法及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(財産区財産の管理)

第2条 財産区財産の管理上必要がある場合で、次に掲げる行為を行うときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

- (1) 土地の造成等による財産区財産の形状又は利用目的の変更
- (2) 土地の分合筆又は地目変更等に係る登記
- (3) 賃貸借その他第三者に権利を設定する契約

(財産区財産の処分又は廃止)

第3条 財産区財産は、次に掲げる場合（第2号及び第3号に掲げる場合にあっては、当該各号に規定する事業に要する費用が、財産区財産を処分した代金（以下「処分金」という。）の10分の1に満たない場合は除く。）を除き、これを処分し、又は廃止することができない。

- (1) 国、奈良県若しくは市が実施する公共事業又は土地収用法（昭和26年法律第219号）第16条の規定による認定を受けた事業の用に供する場合
- (2) 財産区財産の維持管理のための事業を行う場合
- (3) 財産区の区域内の住民の福祉を増進する事業を行う場合

(財産区財産の処分金)

第4条 処分金に係る収入及び支出は、香芝市特別会計条例（昭和61年条例第4号）第2号に定める香芝市財産区財産特別会計（以下「特別会計」という。）の歳入歳出予算に計上しなければならない。

2 処分金のうち、次に掲げる経費は、香芝市地元公共事業積立基金条例（平成13年条例第16号）に規定する地元公共事業積立基金（以下「基金」という。）に積み立てるものとする。

- (1) 基本資金 処分金の100分の20に相当する金額
- (2) 留保資金 処分金の100分の60に相当する金額（次項の地元補償費を交付しない場合は、処分金の100分の80に相当する金額）

3 処分金のうち、当該処分金の100分の20に相当する金額を地元補償費として交付することができる。

(財産区財産の貸付けによる収入)

第5条 財産区財産の貸付けによる収入及び支出は、特別会計の歳入歳出予算に計上しなければならない。

2 財産区財産の貸付けによる収入は、当該財産区の留保資金として基金に積み立て、又は当該財産区の管理費用として交付するものとする。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、財産区財産の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる財産区財産の管理及び処分について適用し、同日前にされた財産区財産の管理及び処分については、なお従前の例による。

議第53号

香芝市史編さん委員会条例を制定することについて

香芝市史編さん委員会条例を次のとおり制定する。

令和4年12月5日提出

香芝市長 福岡憲宏

香芝市史編さん委員会条例

(設置)

第1条 香芝市史（以下「市史」という。）の編さん及び刊行のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、香芝市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、又は審議するものとする。

- (1) 市史の編さん計画、刊行計画その他の基本方針に関する事項
- (2) 市史の編集及び執筆の状況の確認に関する事項
- (3) 市史に関する資料の収集、整理及び研究に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市史の編さん事業の推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 教育委員会は、委員に特別の事由があるときは、前2項の規定にかかわらず、任期中においても解嘱又は解任することができる。

(編集委員会)

第6条 教育委員会は、必要に応じ、第2条各号に掲げる事項を専門的に調査又は審議させるため、編集委員会を置くことができる。

2 編集委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 編集委員会の委員（以下「編集委員」という。）は、識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

4 編集委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 編集委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 教育委員会は、編集委員に特別の事由があるときは、前2項の規定にかかわらず、任期中においても解嘱又は解任することができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び編集委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(香芝市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 香芝市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中45の項を46の項とし、44の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------------------------|-------------------------|
| 45 香芝市史編さん委員会 委員 編集委員 | 日額 12,000円 日額 9,000円 |
|-----------------------------|-------------------------|

議第54号

香芝市行政組織条例の一部を改正することについて

香芝市行政組織条例の一部を次のとおり改正する。

令和4年12月5日提出

香芝市長 福岡憲宏

香芝市行政組織条例の一部を改正する条例

香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条市民環境部の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（香芝市文化施設条例の一部改正）

2 香芝市文化施設条例（平成19年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「この条例及び他の条例に特別の定めがある場合を除き、市長が」を「香芝市教育委員会（以下「委員会」という。）は、」に改める。

第4条から第8条まで、第9条第1項、第10条、第11条、第12条第3項及び第4項並びに第15条第2項中「市長」を「委員会」に改める。

第20条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表のうち1 各室の使用料の表備考5中「市長」を「委員会」に改める。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の香芝市文化施設条例（以下「旧文化施設条例」という。）第6条第3項の規定による市長の指定を受けているものは、この条例の施行の日に、前項の規定による改正後の香芝市文化施設条例第6条第3項の規定による香芝市教育委員会の指定を受けたものとみなす。この場合において、当該指定を受けたものとみなされたものに係る指定の期間は、この条例の施行の際現にそのものが受けている旧文化施設条例第6条第3項の規定による市長の指定に係る指定の期間の残存期間と同一の期間とする。

議第55号

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例及び香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に
関する条例の一部を改正することについて

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び香芝
市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のとお
り改正する。

令和4年12月5日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和32年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)及び第3条の規定による改正後の香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与等の内払)

- 3 改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償

及び期末手当に関する条例又は第3条の規定による改正前の香芝市の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当又は給与は、それぞれ改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例の規定による期末手当又は給与の内払とみなす。

議第56号

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例及び香芝市の一般職の
任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例及び香芝市の一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和4年12月5日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例及び香芝市の一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第32号)
)の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場
合には」を、「100分の95」の次に「、12月に支給する場合には100
分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に
支給する場合には」を、「100分の45」の次に「、12月に支給する場
合には100分の50」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第3条の2、第4条、第15条関係）

給料表

| 職員の 区分 | 職務 の級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 | 8 級 |
|------------------------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 号給 | 給料月額 |
| 再任用 職員以 外の職 員 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 150,100 | 198,500 | 234,400 | 266,000 | 290,700 | 319,200 | 362,900 | 408,100 |
| | 2 | 151,200 | 200,300 | 236,000 | 267,700 | 292,900 | 321,400 | 365,500 | 410,500 |
| | 3 | 152,400 | 202,100 | 237,500 | 269,200 | 295,000 | 323,700 | 367,900 | 413,000 |
| | 4 | 153,500 | 203,900 | 239,000 | 271,000 | 297,000 | 325,900 | 370,500 | 415,400 |
| | 5 | 154,600 | 205,400 | 240,300 | 272,700 | 298,800 | 328,100 | 372,400 | 417,300 |
| | 6 | 155,700 | 207,200 | 241,900 | 274,500 | 300,800 | 330,100 | 374,900 | 419,600 |
| | 7 | 156,800 | 209,000 | 243,400 | 276,300 | 302,600 | 332,300 | 377,200 | 421,700 |
| | 8 | 157,900 | 210,800 | 244,900 | 278,300 | 304,200 | 334,500 | 379,700 | 423,900 |
| | 9 | 158,900 | 212,400 | 246,000 | 280,200 | 306,100 | 336,400 | 382,100 | 425,900 |
| | 10 | 160,300 | 214,200 | 247,500 | 282,200 | 308,400 | 338,600 | 384,800 | 428,000 |
| | 11 | 161,600 | 216,000 | 249,000 | 284,100 | 310,600 | 340,600 | 387,400 | 430,100 |
| | 12 | 162,900 | 217,800 | 250,300 | 286,000 | 312,900 | 342,800 | 390,100 | 432,200 |
| | 13 | 164,100 | 219,200 | 251,800 | 287,900 | 315,000 | 344,600 | 392,500 | 433,900 |
| | 14 | 165,600 | 221,000 | 253,000 | 289,700 | 317,100 | 346,600 | 394,800 | 435,700 |
| | 15 | 167,100 | 222,700 | 254,300 | 291,200 | 319,300 | 348,600 | 397,000 | 437,700 |
| | 16 | 168,700 | 224,500 | 255,500 | 292,600 | 321,400 | 350,600 | 399,400 | 439,700 |
| | 17 | 169,800 | 226,100 | 256,800 | 294,400 | 323,300 | 352,300 | 401,200 | 441,600 |
| | 18 | 171,200 | 227,800 | 258,200 | 296,400 | 325,300 | 354,300 | 403,200 | 443,400 |
| | 19 | 172,600 | 229,400 | 259,600 | 298,500 | 327,300 | 356,100 | 405,100 | 445,200 |
| | 20 | 174,000 | 230,900 | 261,100 | 300,500 | 329,300 | 358,000 | 406,900 | 446,900 |
| | 21 | 175,300 | 232,200 | 262,700 | 302,400 | 331,000 | 359,900 | 408,800 | 448,700 |
| | 22 | 177,800 | 233,800 | 264,400 | 304,500 | 333,100 | 361,800 | 410,600 | 450,200 |
| | 23 | 180,300 | 235,400 | 266,000 | 306,500 | 335,100 | 363,800 | 412,400 | 451,600 |
| | 24 | 182,800 | 236,900 | 267,600 | 308,600 | 337,200 | 365,700 | 414,300 | 453,100 |
| | 25 | 185,200 | 237,900 | 269,400 | 310,300 | 338,600 | 367,700 | 416,100 | 454,500 |
| | 26 | 186,900 | 239,400 | 271,200 | 312,400 | 340,500 | 369,600 | 417,600 | 455,800 |
| | 27 | 188,500 | 240,700 | 272,900 | 314,400 | 342,400 | 371,600 | 419,100 | 457,100 |
| | 28 | 190,200 | 241,900 | 274,600 | 316,400 | 344,300 | 373,600 | 420,700 | 458,300 |
| | 29 | 191,700 | 243,100 | 276,200 | 318,100 | 345,900 | 375,100 | 422,300 | 459,300 |
| | 30 | 193,400 | 244,100 | 277,900 | 320,100 | 347,800 | 376,900 | 423,600 | 460,000 |
| | 31 | 195,200 | 245,100 | 279,700 | 322,200 | 349,700 | 378,700 | 424,900 | 460,800 |
| | 32 | 196,900 | 246,100 | 281,200 | 324,300 | 351,500 | 380,300 | 426,100 | 461,500 |
| | 33 | 198,500 | 247,200 | 282,400 | 325,500 | 353,400 | 382,100 | 427,300 | 462,200 |
| | 34 | 199,900 | 248,100 | 284,100 | 327,500 | 355,200 | 383,500 | 428,600 | 463,000 |
| | 35 | 201,400 | 249,000 | 285,700 | 329,400 | 357,000 | 385,000 | 429,900 | 463,700 |
| | 36 | 202,900 | 250,000 | 287,400 | 331,500 | 358,700 | 386,600 | 431,100 | 464,300 |
| | 37 | 204,200 | 250,900 | 289,000 | 333,400 | 360,100 | 388,000 | 432,300 | 464,800 |
| 38 | 205,500 | 252,200 | 290,700 | 335,300 | 361,400 | 389,200 | 433,100 | 465,400 | |

| | | | | | | | | |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 39 | 206, 700 | 253, 400 | 292, 500 | 337, 300 | 362, 800 | 390, 400 | 433, 900 | 466, 000 |
| 40 | 208, 000 | 254, 700 | 294, 300 | 339, 200 | 364, 200 | 391, 500 | 434, 700 | 466, 600 |
| 41 | 209, 300 | 256, 000 | 295, 800 | 341, 100 | 365, 500 | 392, 600 | 435, 300 | 467, 100 |
| 42 | 210, 600 | 257, 400 | 297, 500 | 343, 000 | 366, 400 | 393, 800 | 436, 000 | 467, 600 |
| 43 | 211, 900 | 258, 600 | 299, 000 | 344, 800 | 367, 500 | 395, 000 | 436, 700 | 468, 000 |
| 44 | 213, 200 | 259, 800 | 300, 600 | 346, 700 | 368, 600 | 396, 100 | 437, 400 | 468, 300 |
| 45 | 214, 300 | 260, 900 | 302, 200 | 348, 200 | 369, 400 | 396, 800 | 438, 200 | 468, 600 |
| 46 | 215, 600 | 262, 100 | 303, 900 | 349, 600 | 370, 300 | 397, 500 | 439, 000 | |
| 47 | 216, 900 | 263, 400 | 305, 500 | 351, 100 | 371, 200 | 398, 200 | 439, 400 | |
| 48 | 218, 200 | 264, 500 | 307, 200 | 352, 600 | 372, 100 | 398, 900 | 440, 100 | |
| 49 | 219, 200 | 265, 600 | 308, 100 | 354, 200 | 373, 000 | 399, 500 | 440, 600 | |
| 50 | 220, 300 | 266, 600 | 309, 600 | 355, 000 | 373, 800 | 400, 100 | 441, 000 | |
| 51 | 221, 300 | 267, 800 | 311, 100 | 356, 200 | 374, 600 | 400, 600 | 441, 400 | |
| 52 | 222, 300 | 268, 900 | 312, 700 | 357, 200 | 375, 400 | 401, 000 | 441, 800 | |
| 53 | 223, 300 | 269, 900 | 314, 300 | 358, 100 | 376, 100 | 401, 400 | 442, 200 | |
| 54 | 224, 200 | 270, 900 | 315, 900 | 359, 200 | 376, 800 | 401, 700 | 442, 600 | |
| 55 | 225, 100 | 272, 000 | 317, 500 | 360, 100 | 377, 500 | 402, 000 | 443, 000 | |
| 56 | 226, 000 | 273, 100 | 319, 000 | 361, 200 | 378, 200 | 402, 300 | 443, 300 | |
| 57 | 226, 300 | 274, 000 | 320, 500 | 362, 100 | 378, 700 | 402, 600 | 443, 600 | |
| 58 | 227, 100 | 275, 000 | 321, 700 | 362, 800 | 379, 300 | 402, 900 | 444, 000 | |
| 59 | 227, 800 | 275, 900 | 322, 900 | 363, 500 | 379, 900 | 403, 200 | 444, 300 | |
| 60 | 228, 500 | 277, 000 | 324, 100 | 364, 200 | 380, 600 | 403, 500 | 444, 600 | |
| 61 | 229, 200 | 278, 100 | 324, 800 | 364, 600 | 381, 000 | 403, 800 | 444, 900 | |
| 62 | 230, 000 | 279, 100 | 325, 700 | 365, 200 | 381, 700 | 404, 100 | | |
| 63 | 230, 700 | 280, 000 | 326, 500 | 365, 900 | 382, 300 | 404, 400 | | |
| 64 | 231, 300 | 281, 000 | 327, 300 | 366, 600 | 382, 900 | 404, 700 | | |
| 65 | 231, 900 | 281, 500 | 328, 200 | 366, 900 | 383, 300 | 405, 000 | | |
| 66 | 232, 500 | 282, 400 | 328, 600 | 367, 600 | 383, 900 | 405, 300 | | |
| 67 | 233, 100 | 283, 100 | 329, 300 | 368, 300 | 384, 500 | 405, 600 | | |
| 68 | 233, 800 | 284, 000 | 330, 100 | 369, 000 | 385, 100 | 405, 900 | | |
| 69 | 234, 500 | 285, 000 | 330, 900 | 369, 300 | 385, 500 | 406, 100 | | |
| 70 | 235, 100 | 285, 800 | 331, 600 | 369, 900 | 386, 000 | 406, 400 | | |
| 71 | 235, 600 | 286, 600 | 332, 300 | 370, 600 | 386, 500 | 406, 700 | | |
| 72 | 236, 300 | 287, 400 | 333, 000 | 371, 200 | 387, 100 | 407, 000 | | |
| 73 | 237, 000 | 288, 200 | 333, 500 | 371, 500 | 387, 400 | 407, 200 | | |
| 74 | 237, 600 | 288, 700 | 334, 100 | 372, 100 | 387, 800 | 407, 500 | | |
| 75 | 238, 200 | 289, 100 | 334, 600 | 372, 800 | 388, 200 | 407, 800 | | |
| 76 | 238, 700 | 289, 600 | 335, 200 | 373, 400 | 388, 600 | 408, 000 | | |
| 77 | 239, 300 | 289, 800 | 335, 500 | 373, 800 | 388, 900 | 408, 200 | | |
| 78 | 240, 000 | 290, 100 | 336, 000 | 374, 300 | 389, 200 | 408, 500 | | |
| 79 | 240, 700 | 290, 300 | 336, 400 | 374, 900 | 389, 500 | 408, 800 | | |
| 80 | 241, 200 | 290, 700 | 336, 900 | 375, 400 | 389, 800 | 409, 000 | | |
| 81 | 241, 700 | 290, 900 | 337, 300 | 375, 900 | 390, 000 | 409, 200 | | |
| 82 | 242, 300 | 291, 100 | 337, 800 | 376, 500 | 390, 300 | 409, 500 | | |
| 83 | 242, 900 | 291, 500 | 338, 300 | 377, 000 | 390, 600 | 409, 800 | | |

| | | | | | | | | |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 84 | 243,400 | 291,800 | 338,800 | 377,300 | 390,800 | 410,000 | | |
| 85 | 243,900 | 292,100 | 339,100 | 377,700 | 391,000 | 410,200 | | |
| 86 | 244,500 | 292,400 | 339,500 | 378,200 | 391,300 | | | |
| 87 | 245,100 | 292,700 | 340,000 | 378,600 | 391,600 | | | |
| 88 | 245,600 | 293,100 | 340,400 | 379,000 | 391,800 | | | |
| 89 | 246,100 | 293,400 | 340,700 | 379,400 | 392,000 | | | |
| 90 | 246,600 | 293,800 | 341,100 | 379,900 | 392,300 | | | |
| 91 | 246,900 | 294,100 | 341,600 | 380,300 | 392,600 | | | |
| 92 | 247,300 | 294,500 | 342,000 | 380,700 | 392,800 | | | |
| 93 | 247,600 | 294,700 | 342,200 | 381,000 | 393,000 | | | |
| 94 | | 294,900 | 342,600 | | | | | |
| 95 | | 295,200 | 343,100 | | | | | |
| 96 | | 295,600 | 343,500 | | | | | |
| 97 | | 295,800 | 343,700 | | | | | |
| 98 | | 296,100 | 344,100 | | | | | |
| 99 | | 296,500 | 344,500 | | | | | |
| 100 | | 296,900 | 344,800 | | | | | |
| 101 | | 297,100 | 345,100 | | | | | |
| 102 | | 297,400 | 345,500 | | | | | |
| 103 | | 297,800 | 345,900 | | | | | |
| 104 | | 298,100 | 346,300 | | | | | |
| 105 | | 298,300 | 346,800 | | | | | |
| 106 | | 298,600 | 347,200 | | | | | |
| 107 | | 299,000 | 347,600 | | | | | |
| 108 | | 299,300 | 348,000 | | | | | |
| 109 | | 299,500 | 348,500 | | | | | |
| 110 | | 299,900 | 348,900 | | | | | |
| 111 | | 300,300 | 349,200 | | | | | |
| 112 | | 300,600 | 349,500 | | | | | |
| 113 | | 300,800 | 350,000 | | | | | |
| 114 | | 301,000 | | | | | | |
| 115 | | 301,300 | | | | | | |
| 116 | | 301,700 | | | | | | |
| 117 | | 301,900 | | | | | | |
| 118 | | 302,100 | | | | | | |
| 119 | | 302,400 | | | | | | |
| 120 | | 302,700 | | | | | | |
| 121 | | 303,100 | | | | | | |
| 122 | | 303,300 | | | | | | |
| 123 | | 303,600 | | | | | | |
| 124 | | 303,900 | | | | | | |
| 125 | | 304,200 | | | | | | |
| 再任用 職員 | 187,700 | 215,200 | 255,200 | 274,600 | 289,700 | 315,100 | 356,800 | 389,900 |

第2条 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第9条中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第4条 香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の香芝市の一般職の職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の香芝市の一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議第57号

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担
に関する条例の一部を改正することについて

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条
例の一部を次のとおり改正する。

令和4年12月5日提出

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（令和元年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表備考6を削り、同表備考7中「のうちに小学校就学前子ども以外の者がある」を「が2人以上いる」に、「又は第4階層のうち市町村民税の所得割額が57,700円未満」を「から第11階層までのいずれかの階層」に改め、「は半額、3人目」を削り、同表備考7を同表備考6とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表備考6の規定は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）が行われた月が令和5年4月以後の場合における利用者負担額について適用し、特定教育・保育等が行われた月が同年3月以前の場合における利用者負担額については、なお従前の例による。

議第58号

令和4年度香芝市一般会計補正予算（第6号）について

令和4年度香芝市一般会計補正予算（第6号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和4年12月5日提出

香芝市長 福岡憲宏

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

- 1 管理を行わせる施設の所在地及び名称
香芝市白鳳台一丁目14番地1
香芝市地域交流センター
- 2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者
[REDACTED]
白鳳台自治会
会長 高橋 進
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

香芝市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次の香芝市道路線を認定する。

令和4年12月5日提出

香芝市長 福岡憲宏

| 整理番号 | 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重要な経過地 |
|------|--------|---------------|--------------|--------|
| 1 | 6-109 | 高213-6 | 高212-1 | |
| 2 | 6-110 | 下田東二丁目98-5 | 下田東二丁目98-12 | |
| 3 | 6-111 | 下田西一丁目129-1 | 下田西一丁目129-16 | |
| 4 | 7-225 | 逢坂七丁目187-22 | 逢坂七丁目187-14 | |
| 5 | 7-226 | 逢坂四丁目897-8 | 逢坂四丁目272-1 | |
| 6 | 7-227 | 逢坂五丁目888-1 | 逢坂五丁目878-5 | |
| 7 | 7-228 | 逢坂二丁目633-3 | 逢坂二丁目633-13 | |
| 8 | 8-304 | 下田東三丁目1269-17 | 下田東三丁目1269-9 | |
| 9 | 9-205 | 磯壁一丁目933-52 | 磯壁一丁目935-2 | |
| 10 | 11-166 | 五位堂六丁目75-1 | 五位堂六丁目74-8 | |
| 11 | 11-167 | 五位堂六丁目56-17 | 五位堂六丁目55-2 | |